

# 法 人 事 業 税 の 税 率

(標準税率:かつこ内の税率は地方法人特別税又は特別法人事業税を計算する場合に使用します) 単位:%

区 分				平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度			令和元年10月1日以後に開始する事業年度			
課税方式	資本金の額又は出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得 (分割前の総額※1)	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	
所得金額課税法人	普通法人	1千万円未満	4千万円超	3.65(3.4)	5.465(5.1)	7.18(6.7)	3.75(3.5)	5.665(5.3)	7.48(7.0)	
			4千万円以下	3.4(3.4)	5.1(5.1)	6.7(6.7)	3.5(3.5)	5.3(5.3)	7.0(7.0)	
		1千万円以上3億円以下	3県以上	4千万円超	7.18(6.7)			7.48(7.0)		
			4千万円以下	6.7(6.7)			7.0(7.0)			
		3億円超	3県未満	4千万円超	3.65(3.4)	5.465(5.1)	7.18(6.7)	3.75(3.5)	5.665(5.3)	7.48(7.0)
			4千万円以下	3.4(3.4)	5.1(5.1)	6.7(6.7)	3.5(3.5)	5.3(5.3)	7.0(7.0)	
	中小企業団体の組織に関する法律第3条法人	1千万円以上	3県以上	6.7(6.7)			7.0(7.0)			
			3県未満	6.7(6.7)			7.0(7.0)			
	特別法人	1千万円未満	-	4千万円超	4.93(4.6)			5.23(4.9)		
				4千万円以下	3.4(3.4)	4.6(4.6)		3.5(3.5)	4.9(4.9)	
		1千万円以上3億円以下	3県以上	4千万円超	4.93(4.6)			5.23(4.9)		
			4千万円以下	4.6(4.6)			4.9(4.9)			
		3億円超	3県未満	4千万円超	3.65(3.4)	4.93(4.6)		3.75(3.5)	5.23(4.9)	
			4千万円以下	3.4(3.4)	4.6(4.6)		3.5(3.5)	4.9(4.9)		
中小企業団体の組織に関する法律第3条法人	1千万円以上	3県以上	4.6(4.6)			4.9(4.9)				
		3県未満	3.4(3.4)	4.6(4.6)		3.5(3.5)	4.9(4.9)			

※ 特別法人とは医療法人、農業・消費生活・漁業協同組合、信用金庫、中小企業等協同組合(企業組合を除く)等をいいます。(地方税法第72条の24の7第5項)

区 分				平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度			令和元年10月1日以後に開始する事業年度		
課税方式	資本金の額又は出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得 (分割前の総額※1)	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超え800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額
外形標準課税法人	所得割	1億円超3億円以下	3県以上	4千万円超	0.88(0.7)		1.18(1.0)		
			4千万円以下	0.7(0.7)			1.0(1.0)		
		3県未満	4千万円超	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)	0.495(0.4)	0.835(0.7)	1.18(1.0)
			4千万円以下	0.3(0.3)	0.5(0.5)	0.7(0.7)	0.4(0.4)	0.7(0.7)	1.0(1.0)
	3億円超	3県以上	-			1.18(1.0)			
		3県未満	0.395(0.3)	0.635(0.5)	0.88(0.7)	0.495(0.4)	0.835(0.7)	1.18(1.0)	
付加価値割	1億円超3億円以下	付加価値額の年額※1が1億4千万円超		1.26		1.26			
		" 1億4千万円以下		1.2		1.2			
	3億円超	-		1.26		1.26			
資本割	1億円超3億円以下	算定期末の資本金等の額※1が1億6千万円超		0.525		0.525			
		" 1億6千万円以下		0.5		0.5			
	3億円超	-		0.525		0.525			

※1 分割基準法人にあつては分割前の総額

※ 中小企業団体の組織に関する法律第3条法人で外形標準課税法人に該当する場合の税率はお問い合わせください。

区 分				平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
課税方式	資本金の額又は出資金の額	課税方式	所得、付加価値額、資本金等の額、収入金額※1			
収入金額課税法人等	3億円以下	収入割	収入金額が年3億2千万円超	0.965(0.9)	1.065(1.0)	-
			" 3億2千万円以下	0.9(0.9)	1.0(1.0)	-
			-	0.965(0.9)	1.065(1.0)	-
	3億円超	収入割	収入金額が年3億2千万円超	-	-	1.065(1.0)
			" 3億2千万円以下	-	-	1.0(1.0)
			-	-	-	1.065(1.0)
	1億円以下	収入割	収入金額が年3億2千万円超	-	-	0.8025(0.75)
			" 3億2千万円以下	-	-	0.75(0.75)
			所得割	所得が年4千万円超	-	-
	1億円超	収入割	収入金額が年3億2千万円超	-	-	0.8025(0.75)
			" 3億2千万円以下	-	-	0.75(0.75)
			付加価値割	付加価値額の年額が1億4千万円超	-	-
	1億円超3億円以下	収入割	" 1億4千万円以下	-	-	0.37
			-	-	-	0.3885
資本割			算定期末の資本金等の額が1億6千万円超	-	-	0.1575
1億円超3億円以下	収入割	" 1億6千万円以下	-	-	0.15	
		-	-	-	0.1575	
		資本割	-	-	-	0.1575

※1 分割基準法人にあつては分割前の総額

※2 小売電気事業等又は発電事業等を行う法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く)にあつては、収入割、付加価値割及び資本割を合算して、それ以外の法人にあつては、収入割及び所得割を合算して税額を算出します。

# 地方法人特別税及び特別法人事業税の税率

課税標準	法人の種類	地方法人特別税			特別法人事業税	
		平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人		67.4%	93.5%	414.2%	260%
	外形標準課税法人以外の法人	普通法人	43.2%			37%
		特別法人	43.2%			34.5%
基準法人収入割額			43.2%			30%
	小売電気事業等又は発電事業等以外の事業		—			—
	小売電気事業等又は発電事業等		—			30%
						40%

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、かつこ内の税率(標準税率)で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額をいいます。  
 ※ 小売電気事業等又は発電事業等を行う法人については、収入割のかつこ内の税率(標準税率)を使用して計算します。

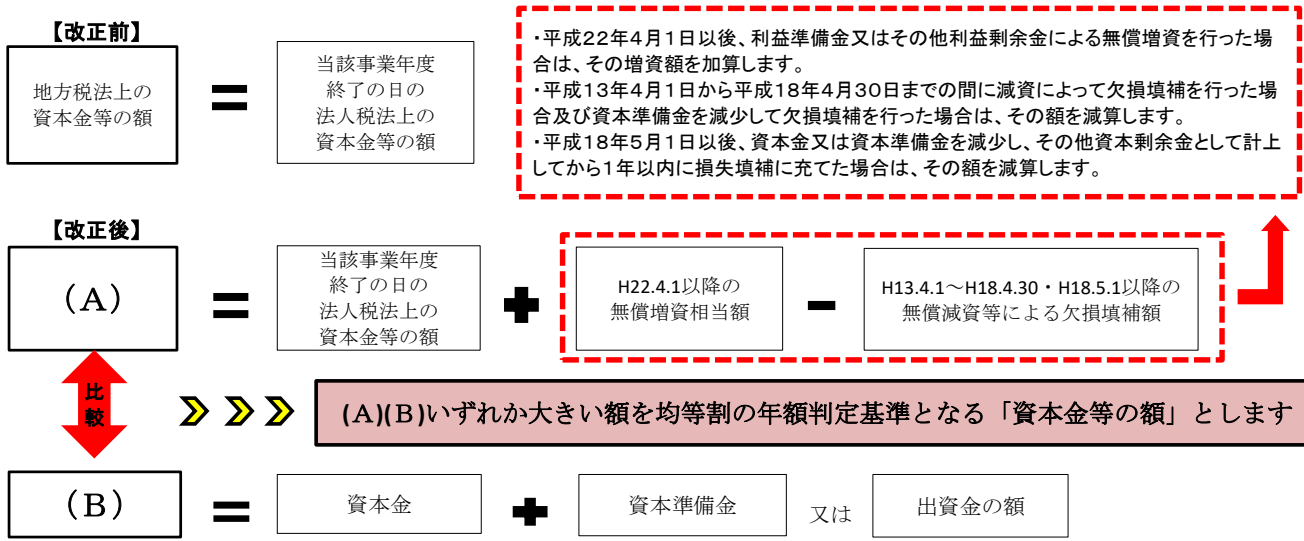
## 法人府民税の税率

(法人税割)		区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額	法人税額(分割前の総額)			
3億円以下	年1,600万円以下		3.2%	1%
	年1,600万円超			
3億円超	—		4%	1.8%
保険業法に規定する相互会社				
中小企業団体の組織に関する法律第3条法人			3.2%	1%

(均等割)		法人の区分	税率(年額)	
資本金等の額が1千万円以下の法人など <sup>※2</sup>			20,000円	※2 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人以外の法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものを含みます。 ※ 保険業法に規定する相互会社は、算定期間の末日における貸借対照表に基づき算定した純資産額に応じた均等割税率を適用します。 ※ 均等割の年額を判定する基準となる資本金等の額の計算方法は、下記をご覧ください。
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人			50,000円	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人			130,000円	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人			540,000円	
資本金等の額が50億円を超える法人			800,000円	

### 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」について

平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人住民税均等割の年額を判定する基準となる「資本金等の額」の算定方法が改正されましたので、ご注意ください。



※法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の算定方法についても、平成27年4月1日以後に開始する事業年度からは上記のとおりとなります。

### 事業年度が1年に満たない場合の計算について

- 法人事業税において、3段階区分による軽減税率を適用する場合は、区分する所得を次の算式で計算した額に読み替えて適用します。  
 「所得年400万円」⇒「400万円×事業年度の月数÷12」 「所得年800万円」⇒「800万円×事業年度の月数÷12」  
 ※事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は1月とします。
- 法人事業税において、所得等の年額の判定については、次の算式で計算した額により判定します。  
 所得金額: 4千万円×事業年度の月数÷12 付加価値額: 1億4千万円×事業年度の月数÷12  
 収入金額: 3億2千万円×事業年度の月数÷12  
 ※事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は1月とします。  
 ※資本金等の額は事業年度終了の日現在の額により判定します。
- 法人府民税法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額については、「年1,600万円」を「年1,600万円×事業年度の月数÷12」の算式で算定した額に読み替えます。  
 ※事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じた場合は1月とします。
- 法人府民税均等割額は、「年額×算定期間中に事務所等を有していた月数÷12」で算定します。  
 ※月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てます。